

編集・発行/品川区地域振興部商業・ものづくり課

1月・3月・5月・8月・10月発行

しながわ  
No.190

# 産業ニュース

Shinagawa Industrial News



2019年(令和元年)5月

〒141-0033 品川区西品川1-28-3 品川区立中小企業センター2階

TEL.5498-6340 FAX.5498-6338

## 「メイドイン品川PR事業」認定製品募集

～品川発の優れた製品・技術を区がPRします～



メイドイン品川PR事業は、区内中小製造業者・情報通信業者が自社開発した優れた製品・技術を「メイドイン品川」ブランドとして区が認定し、販路開拓等を支援するとともに、区内企業の高い技術力を広くPRする事業です。

書類審査・面接審査により、認定製品を決定します。  
認定された場合には、産業交流展等への出展や販売促進費の助成などが受けられます。

令和元年度の認定製品を募集します。

- 申請期限** 5月31日(金)
- 申請資格** 区内に主な事業所を置く中小製造業者・情報通信業者
- 対象製品** 自社で開発した製品・技術で、現在販売しているもの。

## 社会貢献認定製品募集のお知らせ

区内中小企業の優れた自社技術・製品のうち、募集テーマに該当する製品について、品川区役所等への試供・導入などを積極的に行い、販路拡大を応援します。

- 対象者** 区内に主な事業所を持つ中小事業者
- 対象テーマ** 以下の要件をすべて満たしていること。
  - 自社で開発した製品・技術サービスであること。
  - 以下のテーマのいずれかに該当する製品・技術・サービスであること。
    - 区民が健康で暮らし続けられるもの
    - 東京2020大会を契機とした区の魅力を引き出すもの(観光やシティプロモーション)など
    - 増大・多様化し続ける行政ニーズに対応するもの
- 支援内容**
  - 製品・技術・サービスのマッチング支援
  - 試作開発経費の助成(限度額50万円 助成率2/3)
  - クラウドファンディング手数料の助成(限度額20万円 助成率2/3)
  - 試供場所の提供支援
  - 品川区への導入支援
- 申請期限** 5月31日(金) ※午後5時必着  
※支援対象製品は、区の審査によって決定します。  
※対象製品について、契約を約束できるものではありません。

## ものづくり部門 新製品・新技術開発促進事業

新製品・新技術開発に必要な経費を審査のうえ助成します。

- 助成額** 最大250万円(対象経費の2/3)
- 申請期限** 6月28日(金) ※午後5時必着
- 申請資格** 区内で1年以上継続して事業を営む計画のある中小製造業事業者
- 対象事業** 次のような新製品・新技術開発で、令和2年3月までに開発が完了する事業
  - 製品の開発
  - 機械器具または装置の高性能化・自動化技術の開発
  - 生産・加工・処理のための新技術の開発
- \* 令和元年度の経費が対象となります。
- \* 開発経費等を負担しない受託開発は対象外となります。
- \* 申請書類・面接等総合的な審査のうえで、助成企業および助成額を決定します。

申し込み・問い合わせ 商業・ものづくり課 中小企業支援係 TEL 5498-6340

## 助成金事業

## 令和元年度 中小企業向け助成事業メニューのご紹介 全業種対象

製造業・情報通信業を対象とした助成金は3面に記載

事業	対象経費	助成額	募集期間	問い合わせ
事業承継設備投資助成	設備更新・導入費	製造業:最大500万円 その他:最大250万円 (対象経費の1/2)	5月7日～6月14日	①
BCP策定経費助成	BCP策定に係る コンサルタント費等	最大100万円 (対象経費の2/3)	4月1日～2月28日※	②
しながわ～く (働き方改革)支援助成	コンサルタント費等	最大100万円 (対象経費の2/3)	4月1日～2月28日※	
	事業所内 育児施設整備費 働き方改革奨励金	最大100万円 (対象経費の1/2) 10万円	4月1日～2月28日※	
事業所用LED照明 設置助成	区内施工業者による 工事	最大30万円 (10万円以上の設置 費用の1割)	先着順	③
低公害車買換え 支援事業	対象は、「東京都環境 保全資金」の利子補給 金等交付決定通知を 受けた方	・利子補給 ・信用保証料補助	先着順	
エコアクション21 認証取得支援事業	詳細はお問い合わせ ください。	最大20万円 (登録費用の1/2)	先着順8件 5月31日(金)～ 9月25日(水)の 説明会(全4回)参加を 受付中	

※助成金の予算がなくなり次第受付終了  
★各事業の詳細は区ホームページ及びものづくり支援サイト  
(<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>) をご覧ください。

- 問い合わせ**
- ① 商業・ものづくり課中小企業支援係 TEL 5498-6340
  - ② 商業・ものづくり課産業活性化担当 TEL 5498-6351
  - ③ 環境課環境管理係 TEL 5742-6949

## 融資 あっ旋

## 事業資金融資あっ旋制度 をご利用ください

4月より新しい制度を創設いたしました。  
これまでよりさらに、事業者のみならずのニーズに応じた資金を準備  
していますので、目的に応じた低利な資金をお役立てください。

制度資金名	資金使途	あっ旋 限度額	本人 負担利子	返済期間 (うち据え 置き月数)	保証料 補助率
小規模企業特別事業資金	設備/運転	2,000万円	3年目まで 無利子 4年目以降 0.2%以内	5年以内 (6か月)	全額補助
事業設備資金	設備	3,000万円	0.6%以内	7年以内 (6か月)	2/3
事業運転資金	運転	2,000万円	0.6%以内	5年以内 (6か月)	2/3
事業承継支援資金	設備/運転	2,000万円	3年目まで 無利子 4年目以降 0.6%以内	7年以内 (6か月)	2/3
事業活性化資金	設備/運転	4,000万円	0.6%以内	7年以内 (6か月)	1/2
創業支援資金	初めての創業	2,000万円	0.2%以内	10年以内 (12か月)	全額補助
	第二創業		0.7%以内		1/2
	特定創業支援事業特例		3年目まで 無利子 4年目以降 0.2%以内		全額補助
新設 情報通信業活性化特例	設備/運転	2,000万円	3年目まで 無利子 4年目以降 0.2%以内		全額補助

各資金の対象要件、その他資金等の詳細は区HPまたは下記までお問い合わせ下さい。

**問い合わせ**  
商業・ものづくり課 中小企業支援係 TEL 5498-6334